

# 日光市立東原中学校PTA会則

## 第1章 名称及び事務局

第1条 この会は東原中学校PTAといい、事務局は東原中学校に置く。

## 第2章 目的及び活動

第2条 この会は父母と教職員が協力して、家庭、学校、社会における生徒の幸福な成長を図るとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- (1) よい父母、良い教職員となるように努める。
- (2) 家庭と学校の緊密な連絡によって、生徒の生活指導に努める。
- (3) 生徒の生活環境を良くするように努める。
- (4) 生徒の学習環境を良くするように努める。
- (5) 教育の振興に関する調査研究並びに資料の収集に努める。
- (6) その他、本会の目的を遂げるための活動に努める。

## 第3章 方針

第4条 この会は教育を本趣とする民主的な団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 生徒や青少年の教育や福祉のために活動する。また、他の団体や機関と協力する。
- (2) 会員の総意に基づいて、父母と教職員が会員として、同等の立場で運営される。
- (3) 特定の政党や宗教に偏る活動や利益を目的とした行為を行わない。
- (4) 学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

## 第4章 会員

第5条 この会の会員は本校に在籍する生徒の父母または、これに関わる者と教職員をもって構成し、会員は全て平等の権利と義務を有する。

## 第5章 役員とその任務

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (P会員)
- (2) 副会長 4名 (P会員3名・T会員1名)
- (3) 事務局長 1名 (T会員1名)
- (4) 書記 3名 (P会員2名・T会員1名)
- (5) 会計 3名 (P会員2名・T会員1名)

第7条 役員は、役員選考委員会において選出し、総会の承認を得るものとする。

第8条 役員の任期は、1年とする。但し再任は妨げない。また、途中で就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を総括し、会の運営にあたる。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 事務局長 事務一般を処理する。
- (4) 書記 各種会議の議事並びに本会の活動に関する重要事項を記録する。

記録文書、通信、その他書類を整理保管する。

(5) 会 計 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

- ・年度末役員会において、会計報告をする。
- ・定期総会において、会計監査委員の監査を経た決算を報告する
- ・本会の財産を管理する。
- ・予算の立案について協力する。

第10条 この会に顧問を置くことができる。会長が委嘱し、この会の諮問に答える。

## 第6章 会計監査委員

第11条 この会の経理を監査するために、2名の監査委員を置く。

第12条 会計監査委員は、役員選考委員会において選考し、総会の承認を得る。

第13条 会計監査委員は必要に応じ、臨時会計監査をすることができる。

## 第7章 会 議

第14条 会議は、定期総会、臨時総会とし、その他の会議は別に定める。

第15条 定期総会は、年1回開き決算報告及び事業報告、役員改選、予算、事業計画、その他必要事項を議決する。

第16条 臨時総会は、会長が必要と認め、会員の3分の1以上の要求があるときに開く。但し、緊急を要するときは、運営委員会をもって代行することができる。

第17条 総会の議長は、前第2学年委員長と前第1学年委員長の2名の方を議長団とする。

第18条 総会の議事は、出席者の過半数で決める。別に定足数は設けない。

## 第8章 役員を選考

第19条 役員を選出するときは、役員選考委員会を置く。

第20条 役員選考委員会の委員の数と選出方法は、細則で決める。

第21条 役員選考委員はその任務を終了したときに解任される。

## 第9章 運営委員会

第22条 運営委員会は、役員、常置委員長、学年委員長によって構成される。

第23条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 常置委員会、学年委員会において、立案された事業計画を検討する。
- (2) 総会に提出する報告書、議題を審議する。
- (3) 総会において決議された事務を処理する。
- (4) その他、必要とする事項を決議する。

## 第10章 常置委員会及び臨時委員会

第24条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実施するため、常置委員会を置く。常置委員会について必要な事項は、細則で決める。

第25条 特別な事項について必要がある時は、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会について必要な事項は、細則で決める。

## 第11章 学年委員会

第26条 学年委員会は、学年ごとに組織し、本会の趣旨に反しないかぎり学年や学級の独自の活動ができる。  
学年や学級の活動について必要な事項は細則で決める。

## 第12章 経 理

第27条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第28条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて運用される。

第29条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第30条 この会の会費は月額500円とする。

第31条 この会の会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

## 第13章 改 正

第32条 この会則は、総会において、3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。但し、改正案は前もって全会員に知らせなければならない。

## 第14章 付 則

第33条 この会則において、役員等の任期1年とは、定期総会から次の定期総会までの期間をいう。

第34条 この会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しないかぎり、役員協議で定める。細則を設定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第35条 この会則は、昭和58年5月27日 決定

この会則は、昭和59年4月17日 一部改正

この会則は、平成 8年4月26日 一部改正

この会則は、平成14年4月26日 一部改正

この会則は、平成16年4月28日 一部改正

この会則は、平成18年4月26日 一部改正

この会則は、平成31年4月23日 一部改正

# 細 則

## 第1章 役員・会計監査・並びに役員選考委員の選出・就任

第 1条 役員、会計監査委員の選出及び就任は、次のとおりとする。

(1) 役員選考委員は、下記により構成する。

① 各学年の会員から1名ずつ。

② 教職員の会員から1名。

③ 常置委員長から3名。

④ 本部役員から1名。

(2) 役員選考委員は、学校から新1年生の父母の名簿の提出を受け、選考の資料とする。

(3) 選考の結果、その氏名を発表する前に本人の同意を得なければならない。

## 第2章 常置委員会及び臨時委員会

第 2条 常置委員会として次の委員会を置く。

(1) 研修委員会

(2) 厚生委員会

(3) 交通指導委員会

(4) 校外指導委員会

(5) 広報委員会

- 第 3 条 臨時委員会は、その任務が終了したときに解散する。
- 第 4 条 常置委員会の委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 第 5 条 各常置委員会の委員及び臨時委員会の委員は、会長が委嘱し、委員長は委員の互選とする。
- 第 6 条 常置委員会の委員長の任期は、1年とする。但し再任は妨げない。  
委員長は、その委員会を代表し、それに属する事務を管理する。
- 第 7 条 常置委員会及び臨時委員会は、会長の承認を得て必要に応じ又は、会長の要請があった時に開催する。
- 第 8 条 各常置委員会の所管事項は、別表のとおりとする。

第3章 学年委員会

- 第 9 条 この会に次の学年委員会をおき、会の目的に反しないかぎり独自の活動をする。  
第1学年委員会 第2学年委員会 第3学年委員会
- 第10条 学年委員会は、年度ごとに7名選出して構成する。
- 第11条 委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 第12条 委員長の選出は、委員の互選による。
- 第13条 学年会は、会長の承認を得て必要に応じ、または、会長の要請があった時に開催する。
- 第14条 学年委員会の所管事項は、別表のとおりとする。

第4章 緑化委員会

- 第15条 この会は校内の環境緑化を推進するために設ける。会の構成は次のとおりとする。  
本部役員・厚生委員長・厚生副委員長
- 第16条 この会は、任務が終了したとき解散する。

- 付 則 この細則は、昭和58年5月27日から実施する。
- 付 則 この細則は、昭和62年5月1日から実施する。
- 附 則 この細則は、平成26年4月25日から実施する。
- 附 則 この細則は、平成29年4月26日から実施する。
- 附 則 この細則は、平成30年4月23日から実施する。

(別 表) 常置委員会の所管事項

- 1 研修委員会
  - (1) 会員研修の計画、実施に関すること
  - (2) 会員の教養向上に必要と思われる事項
- 2 厚生委員会
  - (1) 会員及び、生徒の福利厚生に関すること
  - (2) 会員のスポーツ、レクリエーション等に関すること
- 3 交通指導委員会
  - (1) 生徒の交通安全指導に関すること
  - (2) 交通安全思想の普及に関すること及び、関係機関団体との連携
- 4 校外指導委員会

- (1) 生徒の校外における生活指導に関すること
- (2) 非行、危険等の防止に関すること及び、関係機関団体との連携
- (3) 地域の教育環境の改善に関すること

#### 5 広報委員会

- (1) 広報紙の編集、発行に関すること
- (2) 地域社会、関係機関団体の情報収集及び情報交換に関すること

#### (別 表) 学年委員会の所管事項

- 1 学級や学年の問題点に関すること
- 2 常置委員会の機能を補完し、拡充する
- 3 家庭における教育に関すること

## 日光市立東原中学校 P T A 慶弔規程

第1条 会員、生徒等が死亡した時は、次の各項の金額と生花を供え、弔意を表わす。

- (1) 会員、生徒が死亡の時は、金5,000円と生花一基
- (2) 運営委員の親及びT会員の配偶者、親子が死亡した時は、金3,000円と生花一基

第2条 会員が火災にあった時は、見舞金として金10,000円を贈る。

第3条 T会員が退職、転任したときは、勤続年数により次の金額を贈る。

勤続年数が1年以内は、金3,000円、次年度以降は、1年につき金1,000円を加算する。

第4条 会員が、本会あるいは、学校教育に関して、県以上の機関団体から表彰を受けた時は、役員の協議により祝意を表す。

第5条 上記以外の場合でも、特別の時は、役員の協議により決定する。

付 則 この規程は、運営委員会の承認によって改廃することができる。

この規程は、昭和58年5月27日から実施する。

この規程は、平成26年4月25日に一部改正する。

#### 資料IV 日光市立東原中学校 P T A 表彰規定

第1条 次の事項に該当するものは表彰する。

- (1) 会長として1年以上勤続したもの。
- (2) 運営委員として永年（原則として3年以上）勤続したもの。
- (3) 本会の業務成績の向上に顕著な功績のあったもの。（会計監査3年以上の場合など）
- (4) 他の模範となるような業績又は善行のあったもの。

第2条 表彰を行うものは、会長・学校長とする。

第3条 表彰は、表彰状及び副賞として、金一封もしくは記念品を贈呈して行う。

第4条 表彰は、年1回定期的に行う。但し、必要がある場合は臨時に行うことができる。

第5条 表彰を公正かつ適切に行うために、表彰審査委員を置く。表彰審査委員はP T A本部役員並びに学校長、事務局とする。

付 則 この規程は、昭和58年5月27日から実施する。

## 日光市立東原中学校文化体育後援会会則

- 第1条 名称  
本会は、東原中学校文化体育後援会と称する。
- 第2条 事務局  
本会の事務局は、東原中学校PTA事務局内におく。
- 第3条 目的  
本会は、東原中学校の文化活動・体育活動の振興をはかり、生徒の心身の健全な発達を期することを目的とする。
- 第4条 会員  
この会は東原中学校PTA会員、及び地域在住の市民で、本会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。
- 第5条 会費  
会費は、月額1,200円とし、経費は会費及び寄付金をもって充てる。
- 第6条 役員  
本会の役員は、次のとおりとし、PTA役員が兼務する。また、必要に応じてその他の役員を会長の委嘱によっておくことができる。
- |     |           |    |              |
|-----|-----------|----|--------------|
| 会長  | 1名        | 監査 | 2名           |
| 副会長 | 3名        | 幹事 | 若干名（書記1・各部1） |
| 会計  | 2名（P1・T1） | 顧問 | 若干名          |
- 第7条 役員任期  
役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 第8条 会議  
会議は、総会及び役員会とし、PTA総会の時に開催する。
- 第9条 補助金  
宿泊を伴う関東大会、全国大会出場に補助する。  
(1) 個人の場合 一泊につき10,000円を補助。但し、30,000円を上限とする。  
(2) 団体の場合 泊に限らず10名未満は30,000円、10名以上は50,000円を補助。但し、人数については登録メンバーの人数とする。
- 付則 この会則は、昭和58年5月27日から実施する。  
この会則は、平成8年4月26日 一部改正  
この会則は、平成14年4月26日 一部改正  
この会則は、平成16年4月28日 一部改正  
この会則は、平成18年4月26日 一部改正

## 日光市立東原中学校手をつなぐ親の会規約

- 第1条 この会は、日光市立東原中学校手をつなぐ親の会と称し、事務局を東原中学校に置く。
- 第2条 この会は、心身障がい児の教育の理解と振興充実を図り、自己を生かす基礎能力育成を援助し、家庭及び社会を明るくすることに努める。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 心身障がい児教育の理解と啓発
- (2) 心身障がい児教育への援助指導
- (3) 会員相互の研修
- (4) 関係機関及び関係諸団体との連絡協力
- (5) 本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 この会は、東原中学校PTA会員並びに賛助会員で構成する。

第5条 この会の役員は次のとおりとする。

会 長 1名

副会長 2名

書 記 2名

会 計 2名

監 査 2名

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は会務の立案、渉外、議事の記録にあたる。
- (4) 会計は会の経理運用にあたる。
- (5) 監査は会務及び経理を監査する。

第7条 役員の仕事は1年とし、再選は防げない。補欠によって就任した役員の仕事は、前任者の在任期間とする。

第8条 総会は会長が召集し、年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

第9条 役員会は必要に応じて会長が召集する。

第10条 この会の経費は、PTA助成金及び寄付金をもってこれにあたる。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

- 付 記
- (1) 役員はPTA本部役員が兼務する。
  - (2) 総会はPTA総会の日程の中で開催する。
  - (3) 平成3年5月8日より実施する。